

事 務 連 絡
令和4年12月28日

各 都道府県
市区町村 放課後児童健全育成事業担当部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施結果（フォローアップ調査結果）について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和3年6月の千葉県八街市の事故を受けて開催された「交通安全対策に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」等を踏まえ、令和3年10月、全国の自治体に対して「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施について（依頼）」を発出し、通学路と重ならない部分について安全点検を実施し、その状況についての報告をいただいたところです。

令和4年5月に「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検結果のフォローアップについて」に基づき、あらためて、各市区町村から来所・帰宅経路の安全点検結果の報告を依頼させていただいていたところ、別添のとおり、調査結果がまとまりましたので情報提供させていただきます。各都道府県におかれては、管内市区町村への周知をお願い致します。

放課後児童クラブを利用する子どもの安全確保に向けて、来所・帰宅経路の点検は大変重要であると考えられますので、各市区町村におかれては、管内放課後児童クラブに対し、来所・帰宅経路の安全点検を継続的に行うよう周知をお願い致します。

また、来所・帰宅経路の安全確保に向けて、学校、警察、道路管理部局等と連携・情報共有等も重要であると考えられることから、各市区町村におかれては、各市区町村で構築している「通学路の交通安全確保の推進体制」（以下「推進体制」という。）への参画を積極的にご検討いただくとともに、推進体制に参画していない場合であっても、学校、警察、道路管理部局等と個別に情報共有できる体制を構築していただくようお願い致します。

厚生労働省子ども家庭局
子育て支援課健全育成係
TEL:03-5253-1111 (4966、4845)
E-mail:clubsenmon@mhlw.go.jp

放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施結果（フォローアップ調査結果）の概要

調査内容

- 令和3年6月の千葉県八街市の事故を受けて開催された「交通安全対策に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」等を踏まえ、令和3年10月、全国の自治体に対して放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検を実施。
 - ※ 通学路と重なる来所・帰宅経路については、令和3年7月9日付けの文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して作成された「通学路における合同点検等実施要領」に基づき、合同点検を実施しているため、放課後児童クラブは、学校の通学路と重ならない経路についての安全点検を実施。また、保護者による送迎を義務としているなど、利用児童の来所・帰宅時において安全確保が図られている場合も安全点検の対象外とした。
- 令和4年3月末までに回答のあった市町村における来所・帰宅経路の設定状況や安全点検の実施状況等について、フォローアップ調査を実施（令和4年5月25日付けで依頼）し、調査結果は以下のとおりとなった。
 - ※フォローアップ調査に回答のあった市町村数：1,627市町村（26,472クラブ）
（参考）放課後児童クラブ実施市町村数：1,624市町村（26,925クラブ）（令和3年5月1日時点）

フォローアップ調査結果の概要

（1）危険箇所の把握状況

幹線道路の抜け道になっていて大型車の進入が多い箇所などの危険と考えられる箇所：6,139箇所

うち、利用児童や保護者への注意喚起など、放課後児童クラブにおける対応がされていない箇所：493箇所

（利用児童や保護者への注意喚起などの対応がされていない箇所（493箇所）における今後の対応予定等）

- ・利用児童や保護者の注意喚起など、放課後児童クラブにおいて実施できる対応策を実施予定：477箇所
- ・学校から当該危険箇所に関する注意喚起が行われている：14箇所
- ・危険箇所がある小学校区から来所する児童がいないため対応未定：2箇所

※26,472クラブのうち4,312クラブにおいて安全点検を実施。残り22,160クラブは来所・帰宅経路が全て通学路と重なる、保護者による送迎を義務としているなど、今回の安全点検を不要としたクラブ。

（2）放課後児童クラブ担当部局等の、通学路の交通安全確保の推進体制への参画状況

- ①通学路の交通安全確保の推進体制（以下「推進体制」という。）に参画している市町村：500市町村（30.7%）
- ②推進体制への参画を検討している市町村：208市町村（12.8%）
- ③推進体制へ参画する予定がない市町村：919市町村（56.5%）

（推進体制に参画する予定がない市町村（919市町村）の状況）

- ・放課後児童クラブ担当部署と教育委員会・学校・警察等推進体制を構成する部署と個別に連絡・情報交換する体制が整えられている：902市町村
- ・その他（保護者の送迎を基本としているため、学校敷地内にあり通学路と重複しているため、方針を検討中など）：17市町村

※「通学路の交通安全確保の推進体制」は各市町村の学校、教育委員会、警察、道路管理部局等から構成される。

※市町村の割合はフォローアップ調査に回答のあった1,627市町村に対する割合である。